

入会金・会費規程

第1条（総則）

本規程は、公益社団法人日本訪問販売協会（以下「本会」という。）の定款（以下「定款」という。）第9条の規定により、本会の入会金及び会費に関して必要な事項を定めるものとする。

2. 本規程の変更は、理事会の議決を経なければならない。ただし、第2条及び第4条に定める金額の変更は、理事会の審議を経たのち、総会の議決を経なければならない。
3. 本会の入会金、会費に関する事項であって本規程に定めのない事項及び本規程の実施に関して必要な事項は、会長が理事会の同意を得てこれを定めるものとする。

第2条（入会金の額）

入会金の額は次のとおりとする。

- (1) 正会員 1口 100,000円
- (2) 賛助会員 1口 50,000円

2. 入会金の分納は、これを認めないものとする。

第3条（入会金の納入通知、納入要領）

会長は、定款第7条第1項の規定により、会員の入会が理事会の承認を得たときは、その年月日納入すべき入会金の額、納入期限その他入会金の納入に関して必要な事項を相手方に速やかに通知しなければならない。

2. 前項の通知を受けた者は、速やかに入会金を全納しなければならない。

第4条（会費の額）

- (1) 正会員（企業） 月額12,000円以上とし、各企業の個々の負担額は別途詳細（別表）による。
- (2) 賛助会員（企業） 1口（月額 5,000円）以上
- (3) 賛助会員（団体） 1口（月額 5,000円）以上

第5条（会費の納入要領）

会費は、当該事業年度中（毎年4月1日から翌年3月31日までの間）に全納しなければならない。

2. 会費は、毎事業年度中第1期（4月1日～6月30日）、第2期（7月1日～9月30日）、第3期（10月1日～12月31日）及び第4期（1月1日～3月31日）の四期に分けて各期の当初の月の末日までにその期の分を納入するものとする。
3. 会員の入会した日の属する月（以下「会員入会月」という。）が、各期の当初の月及び翌月であるときは、その期の分については、会員入会月以降の月数に応じた額を会員入会月の翌月の末までに納入するものとする。
4. 第2項の規定にかかわらず会員は、各期の当初の月の末日までに翌期以降の分を一括納入することを妨げないものとする。

第6条（払込み方法）

入会金及び会費は、本会の指定する金融機関に払込むものとする。
ただし、本会の事務局に持参することを妨げないものとする。

第7条（入会金、会費の返還）

本会は、会員が定款第10条、第12条又は第13条の規定により退会しても既納の入会金及び会費は過誤納の場合を除きこれを返還しないものとする。

第8条（会費の用途）

第2条の入会金及び第4条の会費は、毎事業年度における合計額の80%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

附則

1. この変更規定は、平成14年6月6日から施行する。
2. この変更規定は、平成21年6月3日から施行する。
3. 前項の規定に係らず、第1条、第4条、第7条の各規定は、当協会の定款変更の認可日（平成21年7月1日）から施行する。ただし、定款変更に伴い、準会員から正会員へ移行したものの会費の額は、認可日から向こう2年間は、移行前の準会員の会費の額とする。
4. この変更規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
5. この変更規定は、平成28年6月16日から施行する。

(別表)

「入会金・会費規程」第4条第1号に規定する会費の額及びその基本的な考え方を以下のとおり定める。

〔会費の額〕

	資本金	売上高	販売員	会費(月額)
①クラス	～ 100万円	～ 5000万円	～ 10人	1万2千円
②クラス	～ 300万円	～ 1億円	～ 50人	2万4千円
③クラス	～ 500万円	～ 5億円	～ 100人	3万6千円
④クラス	～ 1000万円	～ 10億円	～ 500人	4万8千円
⑤クラス	～ 5000万円	～ 50億円	～ 1000人	6万円
⑥クラス	～ 1億円	～ 100億円	～ 5000人	7万2千円
⑦クラス	～ 5億円	～ 200億円	～ 10000人	8万4千円
⑧クラス	～ 10億円	～ 500億円	～ 20000人	9万6千円
⑨クラス	～ 50億円	～ 1000億円	～ 50000人	10万8千円
⑩クラス	50億円超	1000億円超	50000人超	12万円以上

〔判定の基本的考え方〕

- (1) 会費は、企業の事業規模(資本金・売上高・販売員数)別に10クラスに分け、業態(製造業、販売業の別)等の諸属性を考慮し総合判定をする。
- (2) 判定に際しては、基本的に売上高クラスを優先する(製造業は原則として出荷高、販売業は末端販売高)。
- (3) 資本金クラスが3項目中最も高い場合は、クラスダウンして調整する。
- (4) 資本金クラス>売上高クラスが、3クラス以上の場合はさらにクラスダウンして調整する。
- (5) 販売員クラス>売上高クラスのもの、販売員クラスをクラスダウンして調整する。

付 則

1. この規定は、平成3年4月1日より実施する。
2. 既存の正会員の会費については、経過措置として新会費と比して、特にバランスを欠くものでないかぎり、次回見直しの次期まで現状を尊重する。又、特にアンバランスなものについては、高額クラスへの移動について同意を求める。
低額クラスへの移動は原則として認めないものとする。
3. 協会の運営費及び会議等については、改定の是非にかかわらず、3年に一度検証し、必要に応じ見直しを行うものとする。
4. この変更規定は、平成28年6月16日から施行する。

訪問販売消費者救済基金出えん金規程

第1条（総則）

本規程は、公益社団法人日本訪問販売協会（以下「本会」という。）の定款（以下「定款」という。）第9条及び訪問販売消費者救済事業業務実施方法書（以下「方法書」という。）第6条の規定により、本会の訪問販売消費者救済基金の出えん金（以下「基金出えん金」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

2. 本規程の変更は、総会の議決を経なければならない。
3. 本会の基金出えん金に関する事項であって本規程に定めのない事項及び本規程の実施に関して必要な事項は、会長が理事会の同意を得てこれを定めるものとする。

第2条（基金出えん金の額）

本会の正会員になろうとする者が訪問販売消費者救済基金へ出えんする額は一律60万円とする（当該基金の設立前に既に正会員の身分を取得している者は、当該基金の設立に当たり本条に定める額と同額の出えんを行うものとする。）。

2. 前項における基金出えん金の分納は、これを認めないものとする。

第3条（基金出えん金の納付通知、納付要領）

会長は、定款第7条第1項の規定により正会員になろうとする者の入会が理事会の承認を得たときは、納付すべき基金出えん金の額、納付期限、その他基金出えん金の納付に関して必要な事項を相手方に速やかに通知しなければならない。

2. 前項の通知を受けた者は、速やかに基金出えん金を全納しなければならない。
3. 会長は、前項により基金出えん金の本会に納付されたときは、受領した旨を相手方に遅滞なく通知するものとする。

第4条（払込み方法）

基金出えん金は、本会の指定する金融機関に払い込むものとする。
ただし、本会の事務局に持参することを妨げないものとする。

第5条（基金出えん金の取扱い）

定款第9条第3項の定めにより正会員が納付した基金出えん金は、当該正会員が定款第10条又は第12条、第13条の規定によりその資格を喪失しても、本会は、これを返還しないものとする。

附則

1. 本規定は、平成21年10月8日（理事会の議決日）から実施する。
2. この変更規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。